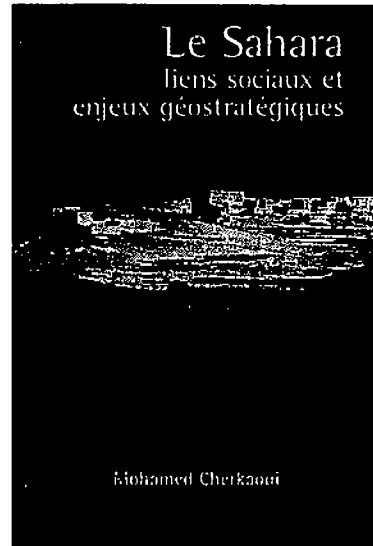




第六章

ムハンマド・シャルカーウイ著
『モロッコとサハラ——社会的紐帯と地政学的問題』紹介



サハラ地域の領土がどこに属し、その地に住む人々を統治しているのは誰で、彼らは自決権を与えられるべきかどうかという問題は、二〇世紀初頭のヨーロッパ諸国の植民地主義がこの地に及んでから議論の対象となってきた。

本書はフランスのC.N.R.S. (国立研究センター) 研究部長をつとめる著名な社会学者であるムハンマド・シャルカーウィ氏がモロッコとサハラについて社会学的分析をおこなった成果である。著者はモロッコとサハラの人々の生活の経済的、社会的、人口学的側面は、国境画定を含む政治的な決定をなされると見落とされがちであると指摘している。モロッコ人とサハラウイの人々、特に南部のサハラ地方に住む人々や「西サハラ」の人々との間では経済的、社会的な統合が存在していると指摘し、「西サハラとその他の地域の間に境界を引くことは社会学的にみて愚かである」としている(二四八頁)。この西サハラとモロッコの人々の社会経済的な繋がりのほかに、著者はマグレブの勢力均衡、バルカン化の危険、テロの脅威など、主としてアメリカがこの地域に抱く関心事項も取り上げている。

シャルカーウィ氏は特に識字率、就学率、貧困レベルに焦点をあてて人間開発の問題を論じている。本書に挙げられている統計データから、最近四〇年の間、西サハラでの識字率は上昇していることがわかる。モロッコの他の地域と比較しても、西サハラの識字率の上昇の割合は高い。そして識字率の上昇とともに示されているのは、就学率が上昇し、貧困が減少していることである。著者は、このような結果は、スベイン統治下でサハラウイの人々がなおざりにされてきたことを補うために、モロッコ政府が良い意味での

差別的な政策をおこなってきたおかげであるとしている。

またモロッコとサハラウイの人々の間の社会的な繋がりには「個々人の意思によって長い時間をかけて育まれてきたもの」であると著者は指摘する（一五二頁）。本書では公証人が記録した、一九六〇年代から二〇〇七年までの約四〇年間の結婚契約を調査した結果、モロッコ人とサハラウイの間の婚姻が顕著に増加していることが示されている。従ってモロッコと西サハラを分割することは、家族を離散させ、共に暮らす権利を否定することにつながると著者は主張する。

本書のテーマは二つである。一つはサハラ地域の地政学的諸問題、そしてもうひとつはサハラの人々とモロッコとの社会的紐帯についてである。モロッコはスンナ派のイスラーム教徒が大半を占め、またアマジグ（ベルベル）とアラブの人々が住む地域である。

第一部で著者は、サハラ地域は、独立以後のアルジェリアの外交政策にとつていかに中心的問題のひとつであったかを論じている。独立以後数年間のアルジェリアの言説と、近隣諸国とりわけチュニジアとモロッコとの関係におけるアルジェリアの行動とのギャップを明らかにすることは、さほど困難なことではない。しかし、アルジェリアの様々な約束にまったく信頼を失ったとしても、つまり国境問題やマグレブ地域の協力に関して、頻繁に声明は出されるが決して守られることはなかったとしても、アルジェリアが国際機関の会議などで発する憤慨の叫びに強い印象を抱いている人々がいることも事実であると指摘する。しかし彼らが擁護している諸原則を彼ら自身信じていないことから、どうしてこのような無節操な思想家の行動を真剣に考慮することができるだろうかとアルジェリアの強い主張に疑問を投げかけている。つま

り、フランスが一九六一年のエヴィアン会議の際、住民投票を実施してトゥアレグの人々の意見を問うことをアルジェリアに要請したとき、彼ら自身の主張する諸原則を破ることにまったく躊躇しなかったことを思い出す必要があるだろうか。あるいは二〇世紀初頭までモロッコ王国の一部だったが、フランス植民地下のアルジェリア軍によって武力併合された東部および中央部のサハラという広い地域の人々はまったく話す権利がないということも付け加えなければならぬだろうかということである。

さらにサハラ問題を理解するには、アルジェリアとモロッコの間の領土紛争を考慮に入れ、アルジェの長の傲慢さを想起する必要があると著者は指摘し、国民国家の終焉と単一のグローバル・パワーの出現という、ハートとネグリが展開したメディアによく取り上げられる理論に反する説明をとりあげている。ハートとネグリの理論では、強大なリージョナル・パワーの創出という点はほとんど考慮に入れられていない。たとえばイランを考えてみれば、アメリカの戦略研究者の解釈に反して、イランは数世紀もの間抱いてきた夢、特に中東地域の支配、少なくとも政治的な影響力を中東地域に及ぼすという夢を実現しつつある。イランはイラク、レバノン、シリア、パレスチナに十分に影響を及ぼしており、近い将来に中東地域全体にその影響力が及ぶだろう。

モスクワ―テヘラン―アルジェという軸が抱く共通の関心は別にしても、アルジェリアの軍政は、イランのリーダーシップを新たな指導力として今や認識しており、アルジェリアの指導者らは、イランという「導師」の思いがけない成功に非常に勇気づけられることだろう。もしモロッコが南部のサハラ地域を失うことになれば、アルジェリアの指導者らは目的を達成することになる。エジプトに次いでアフリカで最も古い国であるモロッコは、八世紀末以来形成されてきたマグレブ地域で第二バイオリンをひくという運

命となるだろう。また西サハラの風国がアルジェの宗主らによって実体のあるものとなれば、モロッコの南の国境は、常に脅かされることになるだろうと著者は述べている。

アルジェリアとモロッコの間でおこなわれている緊張と非協力というゲームは、ゲーム理論の代表的なモデルで説明することができる。本書では、このようなゲームを読み解き、政治的行為者らの誤解によって地域全体にどのような結果をもたらしているか明らかにすることが試みられている。さらに著者は大西洋から紅海に広がる地域がバルカン化する危険があるという問題も扱っている。この点で国家の崩壊、テロリズムのポーダールス化、政治運動が「部族化」する危険性、国内と国外の安全にもたらす様々な結果の関係についても概観し、様々な点で国家と競合する、多様な形態のナシヨナリズム、リージョナリズム（地域主義）、トライバリズム（部族主義）が再び覚醒していることを指摘している。国際テロリズムの脅威によって、また自国と他国の安全への懸念によって、いまや超大国は安全な天国ではなく、干渉を受けることのない国は存在せず、関係諸国と協調行動をとるべきであることが広く理解されている。アル・カイダの拠点がサヘル地域や北アフリカ地域に設けられているかもしれないという非常に現実味を帯びた脅威は、アメリカとフランスが共に行動をおこすきっかけとなった。

西サハラは根拠のある数々の批判を受けながらも、さしあたり政治的な形態を維持している。このように政治的な形態を維持することが重要であることは、それが維持されずに崩壊したときに逆に明白となる。ユーゴスラビア、リベリア、ルワンダ、そしてソマリアの最近の例を想起するだけで十分だろう。ほとんどのすべてのアフリカの国々は、国家の崩壊による内戦や民族的アイデンティティをめぐる対立を危惧しなければならぬほど、民族的に入り混じっている。国際的な文脈や民主化の圧力によって、アイデンティ

ティや党派的な問題が、悪意に満ちた民族的敵対心を伴って、高揚する可能性がある。ルワンダやブルンジでの対立は、最近の、そして最も極端な事例である。イラクやアフガニスタン、そしてある意味でパキスタンも、国家の崩壊が部族主義の高まりをもたらしたということを示す適切な事例であると著者は述べている。

さらに、本書の社会学的な分析は、この一〇年以上モロッコがすすめてきた幅広い改革という文脈の中での、サハラ地域の自治という概念によって提起される諸問題を位置づけることを目的としている。モロッコの一連の改革を、ドイツ語誌「テール・シュビーゲル」は「平和的な革命」と称している。連邦民主主義への困難な道のりをモロッコが選択したことは、マグレブ地域の他の国々を魅了するであろう軍閥政治に代わる選択肢となるだろうと著者は指摘する。

モロッコが国連安全保障理事会に提案しているサハラ地域の拡大自治案は、多くの国際問題の専門家や評論家によると、戦略的、地域的問題を脇に置き、地域の人々の生活にとって必要な開発をおこなうための最良の解決策であるが、まずサハラ地域に新たな国家を樹立すると仮定してみようと著者は呼びかける。最初に、西サハラは二七万平方キロメートル近くにおよぶ広大な砂漠で、人口密度は一平方キロメートルあたり一人以下である。そしてその国境は、とりわけ外国の援助に依存する脆弱な国家にとっては、非常に監視が難しい。このような状況は、テロ組織や不法移民にとって好都合である。カナリア諸島をはじめ、そのほかの地域の国々はすべてそういった不安定な勢力によって脅かされることになる。このような状況では、西アフリカやギニア湾岸の諸国はモロッコを経由してヨーロッパやアメリカヘエネルギーを供給するパイプラインネットワークの設置が非常に困難になるだろう。その結果、西側諸国は、このような不安

定な地域を重要視することがなくなつてしまつたらうと指摘する。

第二に、新国家の人工的な樹立は、大西洋からスーダンに広がる他の北アフリカやサヘル地域の国々の領土的一体性を脅かす他の様々な要求に利することになる可能性がある。アフリカはバルカン化し、想像を絶するような結果になるかもしれないと著者は警告を発している。

サハラ地域の自治という解決策について、著者によれば三つの主要な論争を呼ぶ問題の解決となる可能性がある。三つの問題とはつまり、(1) サハラ地域とモロッコの間の政治的紐帯の歴史的正当性、(2) 国際法上の、特に自決に関する概念や考え方の特定の解釈である。この点についてモロッコはその解釈は事実に適合しておらず、間違っていると考へていると著者は指摘している。(3) レアル・ポリティークが要求する統合(サンテーズ)は、モロッコの南部地域のすべての人々の間に現存する社会的紐帯、地域としてのマグレブというアブローチの枠組みにおける諸問題の解決、アルジェリアの指導者らの帝国主義的な戦略と地政学的な反動や、潜在的なバルカン化という否定的な結果も含んでいる。自治はサハラの人々が民主的な自己管理と共同体運営の両方を享受することを可能にし、モロッコが同意したその限られた資源の持続的な方法での移転からも利益を享受できる。それはモロッコの他の地域にとつてもモデルとなりうる。またこれはモロッコ社会の民主主義を強化し、不可逆的なプロセスを通して地域の諸国家にとつて一つのモデルとなるだろうと著者は分析する。

本書の二本目の「縦糸」は、この地域にとつて中心的な課題を検討することである。つまりサハラウイの人々の社会的統合という問題である。サハラなしにはモロッコの歴史を理解することはできず、またモロッコなしではサハラは単なる砂漠であるという主張は強すぎる表現と思われかもしれないが、この地

域を研究している歴史家や文化人類学者がはつきりと示していることを表現していると著者は指摘する。

この主張を評価するために、著者は入手可能なあらゆる最近四〇年間の人口学的、経済的、社会的データを利用し、サハラウイの人々が比較的よく統合されているという仮説を検証するために、最も洗練された統計学的、数学的モデルを利用した。本研究の諸結果は、すべて同じ方向を指し示した。つまり、サハラ地域を統合し、その人々が植民地時代の貧困から抜け出すのを助け、積極的な区別をおこなう政策により近代化することができた固い社会的、経済的紐帯の存在とそれが強化される傾向にあるということである。公共政策が様々な地域のサハラの人々の福祉に影響を与えたという仮説は、さらに厳しい経験的検証をする必要があるだろう。このまさに福祉というのは公共政策よりもむしろ個人的な行動の集合であると説明される場合があるので、さらなる検証は必要だろうとする。

調査の結果明らかなのは、サハラ地域の貧困レベルはモロッコで全国一低く、社会・人間開発の程度がモロッコ王国全体で最も高いということである。ひとつの適切な例は就学率である。サハラウイの若年層の就学率は、モロッコの最も裕福で、社会的、文化的に恵まれている地域の就学率よりも高い。このような結果が重要であることは、一九七五年にスペインによる植民地化が終了したとき、小学校に就学していた児童数は二三〇〇人だけで、中学校はひとつもなかったという事実と比較すれば自明であろう。今日、小学校就学率はほとんど飽和状態に達しており、中学校への就学率は、これまでになく伸びており、モロッコの経済的首都であるカサブランカでの増加率を越えている。このように急激に就学率が増加したのは一九七五年からである。

本書の第二部第一章は著者を含むこの分野における専門家たちの見解に基づいて、社会統合の最良の指

標が何かを提示してくれる調査についての部分である。著者が結婚交換とよぶものが取り上げられており、著者は従来族内婚がおこなわれているサハラ地域でサハラウィとそれ以外のモロッコ人との間の結婚が徐々に増加しているという仮説を検証するために、一九六〇年から二〇〇六年にかけて結ばれた結婚契約に関する公証人（アドゥル）によるすべての登録を精査している。

この調査では約三万件の結婚証明書が扱われている。サハラウィの結婚に関するこの種の調査は、これが唯一である。このデータによつて、この地域の結婚のすべての類型を検証することができた。その分析の結果が予測できなかった、あるいは驚きでさえあったことを認めなければならぬ。ひとつの例をあげると、四〇年間で族内婚の比率は九七%以上から五五%以下へと減少していた。サハラウィ以外との結婚のほとんど大半のケースで、配偶者はモロッコの他の地域の出身者であった。この割合は、配偶者の出生地域を調査することで算出した。あいまいさを排除するために、現在の西サハラである旧スペイン領の地域と、西サハラの返還以前からモロッコの地域であった他のサハラ地域（ゲルミン、イフニ、タルファヤ、タンタン）、そしてモロッコのサハラ以外の地域を区別した。上に挙げた比率は、西サハラに関連するものだけである。さらに、読者があいまいな印象を持たないように、著者は一九七五年以前に西サハラで生まれた人に関するデータのみを扱っている。

さらに、もしサハラ地域ではなくモロッコのほかの地域に住んでいるサハラウィの結婚契約のデータを入手することができれば、この結果はより印象的なものとなつたであろうということをつけ加えておく。彼らの場合、サハラウィ以外の人々との結婚が高い比率でみられた。しかし、スペインによる植民地支配の間、サハラウィがサハラ地域以外の人々と結婚する場合、特に他の地域のサハラウィとのみとの婚姻であ

つたことが指摘されている。

いくつかのケースでのみ、モリタニアやその他の外国人との結婚の事例がみられたが、他の結婚のデータに比べると数としては取るに足りないものである。これは自分の事務所のみで静かに、地図上の抽象的な領域の境界線を描くことを好む意思決定者らの注意をひくであろう重要な社会学上の発見である。生きた人々の実際の生活について心配するかわりに、事務所の中で抽象的な境界線を描いている意思決定者らは、抽象的な法的な教義を満たしていると考えてるのであると著者は分析する。

この調査と分析は、この社会学的調査がサハラウィの個人と他の南部の部族との社会的紐帯に関する認識に合致していることにならぬ疑いがないという結論を導く指標である。最も多く見られる結婚の類型は、西サハラの人々と他の南部のモロッコの地方出身の人々との間での結婚であることがわかつた。この結果は、データの詳細な研究によつて導き出した結論を裏付けるものであり、容易に説明できるものである。実際、二つの主要な地域出身のサハラウィは同一の部族を基盤とした構造、共通の世俗的な歴史、いくつかの地域的特殊性があるにもかかわらず類似の文化を有していた。サハラウィは推測されるよりもはるかに強い社会的紐帯を有していた。

これらの分析は、サハラウィが意味することをすでに反映している。しかし、それをほやけた形で認識すると、それを提示できるようにすることは異なる。さらにもし現実的に、すべてのサハラウィが多く重要な点を共有しており、あまりにも類似しているために区別するのが難しいと認めるのであれば、彼らを二つの政治実体に分割するという構想が可能であるとは考えることはできない。この立場から、西サハラと他の南部の地域に境界を設けることは社会学的に不合理なことである。西サハラの人々は他のサハ

ラウイも自らの家族の一員であると考えているのである。

もし分離主義者の要求が満たされれば、ラグイラからティズニットに広がる広大な地域は再編成されるだろう。しかし途中で停止することはできず、スース・マッサ・ドラア地域、上アトラスから南の地域、そして次第にすべてのモロッコを西サハラに併合しなければならなくなるだろう。

家族を二つのこととなった政治的実体のなかで家族を引き裂くことは、人権という観点からも、彼らの共に生きたいという望みから見ても、社会的、政治的、倫理的に有害なものであろう。結婚は当事者である個人の自由選択にのみ依存してはならず、国家やその他の諸制度もそれを強要しようとしているかもしれないということを忘れることはできない。それが神のような意思決定者の役割を担った人々に提起する矛盾は、マウントバッテン卿とラドクリフ卿が英領インドを二つの独立国に分割したときよりも悪いものであるかと著者は述べる。

急速な近代化の結果としての、サハラ地域とモロッコ全土での社会的、政治的運動を忘れてはいない。著者の考えでは、これはまったく予見されたことである。アレクシス・ド・トクヴィルは、そのような活動を予見し、説明をしている。著者は、モロッコとサハラ地域の経済的近代化や、ここ十年ほどの間前例のない政治的自由化を市民が享受してきたこと、問題解決のために神のような国家であることに大きな重要性が置かれていること、行政の怠慢といった要素が、モロッコの若年層に抵抗の風潮をもたらしていることと無縁ではないというトクヴィルの仮説を検証しようとした。モロッコの若年層は、様々な利益を享受しているが、疑いなく将来に関する不安を抱えている。

最後に、著者は人工的で消耗させる紛争の力なき証人となっているマグレブの人々について特に思いを

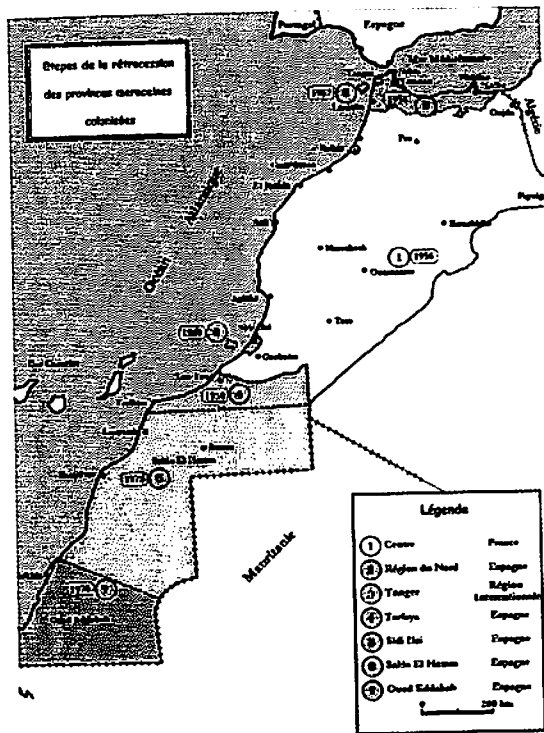
めぐらせている。もし彼らがマグレブアラブ連合の不在による経済的代償が数十億ドルにも匹敵するといふことを把握していないとしても、やはりその意味は認識している。また彼らは自分自身が、民主主義や福祉よりも帝国主義的な熱望を持った指導者らの人質であることを理解している。マグレブの人々が連合に関する問題に関心を持つよりも自分たちの日々の糧を心配していると考えるのは間違っている。そのように考えることは彼らの知性への侮辱であろうと著者は締めくくっている。



参考資料

1 モロッコの地図

フランスから独立した一九五六年以来、モロッコが順次領土を回復してきたことを示している。



- ①地域：一九五六年
- ②の地域（セウタとメリーリヤを除く北部地域）：一九五六年
- ③の地域（タンジャ）：一九五七年
- ④の地域（タンタン）：一九五八年
- ⑤の地域（イフニ）：一九六九年
- ⑥の地域（サキーヤ・アル・ハムラ）：一九七五年
- ⑦の地域（ワーディ・ダハブ）：一九七九年

2「サハラ地方のための自治法令を協議するためのモロッコ」による「イニシアティブ」の日本語訳

二〇〇七年四月一〇日モロッコは国連に「サハラ地方のための自治法令を協議するためのモロッコによるイニシアティブ」を提出した。このイニシアティブはモロッコの領土主権は維持しつつ西サハラに対し広範な自治権を付与する提案である。西サハラの人々は自分たちの政治的事項、地方選挙で選出した議員からなる立法院、司法府、そして改正が予定されているモロッコ憲法で規定される諸権利の擁護などについて実質的な権限をもち、西サハラに住む人々や部族の文化的遺産、民族的・言語的アイデンティティが保護される。

サハラ地方のための自治法令を協議するためのモロッコによるイニシアティブの全文（日本語訳）

1 モロッコの最終的政治解決への確約

1、二〇〇四年以来、安全保障理事会は「地域の諸当事者および諸国に対し、現在の膠着状態を終わらせ、政治的解決に向けた前進を達成するために、国連と完全に協力し続けるよう」常に求め続けてきた。

2、国際社会によるこの呼びかけに応えて、モロッコ王国は積極的、建設的、躍動的なプロセスを実行に移し、王国の主権および国民統一の枠内における、サハラのための自治の提案を提出することを誓約した。

3、このイニシアティブは、法の支配、集团的・個人的自由、および経済的・社会的発展に基づく、近代的、民主的の社会を建設するために為された努力の一環である。それ自体、地域の諸住民にとってより良い未来への希望をもたらし、分離と異郷での生活を終焉させ、和解を促進するものである。

4、このイニシアティブを通じて、モロッコ王国は領域の内外を問わずすべてのサハラウィに対し、彼らが差別や排除なく、地域の諸機関および諸機構において特権的地位を有し指導的役割を果たすことを保障する。

5、したがって、サハラの諸住民は、排他的権限を享受する立法、行政、司法機関を通じて、民主的に自らの事案を自らの手で運営することとなる。彼らは地域のあらゆる分野における発展に必要とされる財源を保有し、国の経済的、社会的、文化的生活に積極的に参加する。

6、国家は王権の分野において、特に防衛、対外関係および国王陛下の憲法上・宗教上の大権に関して、その権限を維持する。

7、開放的な精神において為されるモロッコのイニシアティブは、相互に受諾可能な政治的解決へと導くであろう対話と協議のプロセスのための舞台を設定することを目的とする。

8、協議の結果をうけて自治法令は、自決の原則および国連憲章の諸条項に従い、住民投票のために関係する諸住民に提示されるものとする。

9、この目的のために、モロッコは地域の歴史に新たな章を記す機会を役立てるよう、他の諸当事者に呼びかける。モロッコは、このイニシアティブの精神において、真摯で建設的な協議に参加し、信頼の雰囲気醸成することに寄与する用意がある。

10、この目的を達成するために、モロッコ王国は国連事務総長およびその個人特使と完全に協力する意思を維持するものである。

II モロッコの提案の基本的要素

11、モロッコの自治計画は国際連合機構の関連する諸提案から、また地理的・文化的にモロッコに近接する諸国において有効な憲法条項から示唆を引き出している。同計画は国際的に承認された規範と規律

に基づいている。

A サハラ自治地域の権限

12、民主的諸原則および手続きに従い、また立法、行政、司法諸機関を通じて行動するサハラ自治地域の諸住民は、地域の領域的境界内で、主として以下の分野に対する権限を行使するものとする：

- ・ 地域の地方行政、地方警察力および司法権
 - ・ 経済部門に関する事項…経済発展、地域計画、投資・貿易・産業・観光および農業の振興
 - ・ 地域の予算および税制
 - ・ インフラストラクチャー…水、水道施設、電力、公共事業および運輸
 - ・ 社会部門に関する事項…住宅、教育、保健、雇用、スポーツ、社会福祉および社会保障
 - ・ 「サハラ・ハッサニー文化遺産」の振興を含む文化的事項
- 環境

13、サハラ自治地域はすべての分野におけるその発展のために必要とされる財源を保有する。財源は、とりわけ以下から得られる：

- ・ 税、関税および地域の適切な機関により定められる地域的な課税
- ・ 地域に帰属する天然資源の採取から得られる収益
- ・ 地域に存在する天然資源の採取から国家により徴収された収益の分配
- ・ 国民的連帯の原則に従って配分される必要な資金
- ・ 地域の資産から生じる収益

14、国家は特に以下の分野に対する排他的管轄権を維持するものとする：

- ・ 主権に属するもの、特に国旗、国歌および通貨
- ・ 信徒の指揮者、礼拝の自由および個人的・集団的自由の保障者である国王の憲法上、宗教上の大権に由来する帰属物
- ・ 国家安全保障、対外防衛および領土保全の防衛
- ・ 対外関係
- ・ 王国の法令

15、地域の特権に直接的関係を有する諸問題について、対外関係に関する国家の責務は、サハラ自治地域との協議のうえで行使されるものとする。サハラ自治地域は、政府との協議のうえで、地域間対話および協力を促進するため国外諸地域との協力関係を樹立することができる。

16、上記第一三項に規定されたサハラ自治地域における国家の諸権限は、政府の代表者により行使されるものとする。

17、さらに、所定の当事者に特定して委託されない権限は、サブシディアリティーの原則に基づき、共通の合意により行使されるものとする。

18、サハラ自治地域の諸住民は議会および他の国家機構に代表を送るものとする。彼らはすべての国政選挙に参加するものとする。

B 地域の諸機関

19、サハラ自治地域議会はサハラウィの各部族により選出される議員、および地域の住民により直接普通選挙によって選出される議員から構成されるものとする。サハラ自治地域議会には適切な数の女性代表が存在すべきものとする。

20、サハラ自治地域における行政権は、地域議会により選出される政府の長の職務とする。彼は国王により叙任されるものとする。

政府の長は地域における国家の代表であるものとする。

21、サハラ自治地域政府の長は地域の内閣を組織し、本自治法令のもとで、長に委譲される権限行使に必要な行政官を任命するものとする。彼は地域議会に対し否弃权であるものとする。

22、サハラ自治地域の適切な諸機関が制定する規範の施行から生じる紛争に判決を下すため、地域議会は裁判所を設立することができる。これらの裁判所は、国王の名において、完全な独立性をもってその判決を下すものとする。

23、高等地域裁判所は、サハラ自治地域の最高司法機関として、王国の最高裁判所あるいは憲法評議会の権限についての予断にとらわれないことなく、地域の法律の解釈に関する最終判決を下すものとする。

24、サハラ自治地域の諸機関によって発せられる法律、規則、裁判所判決は、地域自治法令および王国憲法に合致すべきものとする。

25、地域の諸住民は、普遍的に承認されている人権の分野において、モロッコ憲法により与えられたあらゆる保障を享受するものとする。

26、サハラ自治地域に経済社会評議会が設立されるものとする。評議会は経済的、社会的、専門職および共同体の諸グループからの代表者、ならびに高度の資格を有する者から構成されるものとする。

III 自治法令の承認および履行手続き

27、地域自治法令は協議の議題とされ、自由な住民投票において関係諸住民に提示されるものとする。この住民投票は、国際法の諸条文、国連憲章、国連総会および安全保障理事会の諸決議により、当該諸住民による、その自決権の自由な行使を構成する。

28、この目標に向け、諸当事者はこの政治的解決を促進しサハラ諸住民によるその承認を確保するため、共同して、また誠実に努めることを誓約する。

29、さらに、自治法令の持続可能性を保障し、国の国家法体系におけるその特別な位置を反映するために、モロッコ憲法は改正され自治法令がその中に包括されるものとする。

30、モロッコ王国は帰還者らの国の構造への完全な統合を保障するためにあらゆる必要な措置を講じるものとする。当該措置は彼らの尊厳を守り、その安全と財産の保全を保障する方法によりなされる。

31、この目標に向け、モロッコ王国は特に包括的な恩赦を宣言し、この恩赦の及ぶ諸事実に基づく、いかなる司法審理、逮捕、拘留、収監あるいはいかなる種類の威嚇も排除されるものとする。

32、諸当事者が提案された自治に合意すれば、諸当事者の代表で構成される暫定評議会が、領域外に在留する武装要員の帰還、武装解除、動員解除および再統合、ならびに選挙を含む本法令の承認および履行の確保を目的とする他のいかなる活動をも支援するものとする。

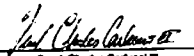
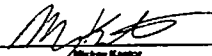


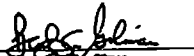







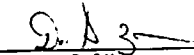

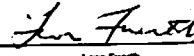
33、国際社会とまったく同様に、モロッコ王国は今日、サハラ紛争への解決は協議によつてのみもたらされうると確固として信ずる。従つて、モロッコが国連に提出する提案は、国際的合法性に従い、また国連憲章に銘記された目的と原則に合致する取極に基づいて、この紛争の最終的解決に達するための協議を開始する真の機会を構成するものである。

34、この点に関して、モロッコは、地域を苦しめてきた紛争の最終的かつ相互に受諾可能な政治的解決を達成するため、誠実にかつ建設的・開放的精神において協議することを誓約する。この目標に向け、モロッコ王国は、このイニシアティブの成功裏の結果に寄与するであろう信頼の環境を創出するために積極的な貢献をする用意がある。

35、モロッコ王国は、他の諸当事者がこの提案の意義および意図を正当に認識し、その長所を理解し、こ

の提案に積極的かつ建設的な貢献をすることを希望する。モロッコ王国は、このイニシアティブが創出する勢いが、この問題を一時にかつ全面的に解決する歴史的機会を提供するという見解を有する。

モロッコのサハラ自治に関するイニシアティブへの支持を要請したもので、アメリカ政府高官経験者らの署名がある。

 Frank Charles Carfacci III Former United States Secretary of Defense	 Mickey Kantor Former United States Secretary of Commerce and Former United States Trade Representative
 Hazel R. O'Leary Former United States Secretary of Energy	 Wesley Clark Former NATO Supreme Allied Commander
 Sam Cribben Former Member, United States House of Representatives and Chairman, House Committee on International Relations	 Thomas D. Clavin Former United States Senator and Former Deputy Leader
 Thomas R. Pickering Former United States Under Secretary of State for Political Affairs and Former United States Ambassador to the United Kingdom, France, India, Israel, O. Palestine, Nigeria, and Jordan	 Martin Indyk Former Assistant Secretary of State for the Bureau of Near Eastern Affairs and Former United States Representative to Israel
 Edward S. Walker Jr Former Assistant Secretary of State for the Bureau of Near Eastern Affairs and Former United States Ambassador to Israel, Egypt, and the United Arab Emirates	 Thomas S. Massil Former United States Under Secretary of State and Deputy Assistant Secretary of State for the Bureau of Near Eastern Affairs and South and Central Asian Affairs
 Michael L. Essary Former United States Under Secretary of State and Deputy Assistant Secretary for the Bureau of Near Eastern Affairs and South and Central Asian Affairs	 Frederick Woodland Former United States Ambassador to Morocco and Deputy Assistant Secretary for the Bureau of Near Eastern Affairs and South and Central Asian Affairs
 Don Zabrack Former Under Secretary of Defense (Comptroller) and Chief Financial Officer for the Department of Defense	 Peter M. Rodino Former Assistant Secretary of Defense for International Security Affairs
 Leon Forth Former National Security Advisor to Vice President Hubert H. H. H.	

June 6, 2007

The Honorable George W. Bush
 President of the United States of America
 The White House
 1600 Pennsylvania Ave N.W.
 Washington, D.C. 20006

Dear Mr. President:

We applaud the support of your Administration for the adoption of Resolution 1754 by the United Nations Security Council on April 30, 2007, which incorporates the historic initiative by Morocco to end the conflict in the Western Sahara through direct negotiations. This new direction for solving the crisis is in large part the result of your efforts and encouragement.

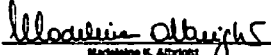
As the first country to officially recognize the United States in 1777, Morocco has been an historic and reliable ally to our great nation, and we encourage you to continue this cooperation in the challenging months ahead as the negotiations are inaugurated.

Recent terrorist attacks in Morocco and Algeria show that we cannot afford to continue to ignore the problems of this region. Failure to resolve this conflict jeopardizes international stability, our fight against terrorism, and economic integration efforts in the region.

By giving the people of the Western Sahara a true voice in their future through the full benefits of autonomy as presented by Morocco, a credible political solution can be achieved. Morocco's commitment merits the support of the international community and we must ensure that its neighbors assume their responsibility for contributing to the success of these negotiations, as called for in UNSC Resolution 1754.

Mr. President, we know that with your encouragement and support Morocco has courageously shown its leadership with this initiative. Your commitment can make possible a solution to this lingering issue and reaffirm our bipartisan support to a realistic and lasting peace in North Africa.

Sincerely,


 Madeleine K. Albright
 Former United States Secretary of State

4 本野盛幸氏（外交知識普及会理事長、前外務審議官、前駐仏日本国特命全権大使、
前駐モロッコ王国日本国特命全権大使）の発言

（マグレブアラブ通信社二〇〇七年五月一八日付仏語版より翻訳）

本野盛幸氏の発言

マグレブ地域は、三〇年以上続いているサハラ問題をめぐる紛争に、多くの時間、労力、資金を割いてきました。この高い対価を払っているのは、二〇〇〇年紀の諸課題とグローバリゼーションに合った力強く、統一されたマグレブの建設を長年にわたって待ち望んでいるマグレブ地域の国民でしょう。

モロッコは、この歴史における重要な時期に、自治のためのイニシアティブが、あらゆる障害を終了させ、問題解決に達するための、議論、考察、協議に向けて提出しました。

サハラ問題こそがマグレブ地域という市場の機能低下を招いている最大要因だと私は考えます。モロッコが国連安保理に提出したサハラ地域の自治に関するイニシアティブは、賢明で勇気があり、合理性に貫かれた提案です。

この提案はサハラ紛争の最終的な解決に向けた突破口となり、マグレブ地域が持てるエネルギーを有意義に活用し、地域全体の住民にとって有益な経済的、社会的な発展へとつながるものでしょう。

マグレブの友人として、私は心よりこのイニシアティブが地域のすべての国に受け入れられることを望

んでいます。

本野盛幸

（外交知識普及会理事長

前外務審議官

前駐仏日本国特命全権大使

前駐モロッコ王国日本国特命全権大使）

サキイヤ・アル・ハムラに居住するシェイフ・マー・アイナインから、
 シエイフ・ムハンマド・アル・ムフタル・ベン・アル・アマシュ・アル・ジャンキの
 息子であるアフマド・ヤクナ宛、スルタンからのメッセージを受け取ったことを知らせ
 る内容の、一八九九年三月一三日（ヒジュラ暦一三一九年カアダム一日）付書簡

الحمد لله وحده ،
 والسلامان على من لا نبي بعده
 سبحنا الأرضي ، الصفي ، الرقي المنفي ، الفضي الفضي ، السبي ، السبي ،
 غرة أهدنا ، ونعمة أهدتنا ، الفقيه السيد أحمد يكن ، وزنا الله وإياك في الدارين
 الأمن ، سلام عليك ورحمة الله تعالى وبركاته .

أما بعد إعلالك أن حيك وسمح في الجوارح والخذل ، لا نملك إلا بجزلة
 ما لنا من ولد ، ونطلب لك الحفظ من كل الأسود كنت في أي بلد ، بل أنت
 من نعماء الخاصة ، الذين لهم المحبة المتراسة .

وقد ورد علينا كتاب من جهة حرسه الطرفية السعيدة ، أتى في البابوح
 كتب أمر . من عند السلطان ، نصره الله في كل الأوطان ، وما هو عند حامله
 إن شاء الله .

ولانسا من صالح دعائك ، كان الله لنا ولك في كل الأمور ، متى الدهور .

وما السلام على الشيرة بالتسام ، كل واحد باسمه ، وخالص وصحه ، والله
 يرزقنا وإياكم - حسيباً - الحفظ من الظلام ، بجاه علم الأعلام ، عليه أفضل
 الصلاة والسلام ، وعلى المحبة والسلام .

التاريخ ذي القعدة عام 1318 .

وبهات الرساة بينة أعلاما : طابع مستدير بناخله ، عبد ربه ماء العينين كان
 لله له .

8
 シエイフ・マー・アイナインからスルタン、アブドウル・アジーズ宛の、
 アドラーール地方へ向かっているフランス人らに注意を促す書簡

الحمد لله ، وصل الله على سيدنا محمد وآله .

أشير المؤمنين ، ظل الله على الأرشين ، خليفة جده سيد المرسلين : مولانا
 عبد العزيز ، نصركم الله وأعزكم ، وسلام عليكم ورحمة الله تعالى وبركاته ،
 ما دام الكون وحركته وسكاته .

ثم ليكن في كرم علمكم أن نصاري أندر بلغنا عنهم - بحمر الثواتر - أنهم
 مشتغلون في البوض لأدوار ، تنتظروا - حفظكم الله - فيما يصلح للمسلمين .
 لأنهم - لعنهم الله - مشتغلون في ذلك بشراه الجهال والقرب وغيرها مما يصلح
 لأسفار الصحاري ، حفظكم الله وأيدكم في كل أمر جاري .

والكثير من قاس لا يقول إلا عنه البلاد البرلاني الحسن ورحمه الله ، وإينه مولاي
 عبد العزيز نصره الله ، وما أرسل لنا به مولاي عبد العزيز نعله ، وما لا تلا .

والله المرجو لنصركم بالتسام ، وعلى المحبة والسلام . في 1 من الحرم عام
 1318 .

عبد ربه ماء العينين بن شيهة الشيخ محمد فاضل بن معين ، غفر الله لهم
 والمسلمين ، آمين .

シエイフ・マー・アイナインから大宰相バー・アフマド宛の、アドラール地方へ向かっているフランス人らに注意を促す書簡

حمد لله وحده ، وصل الله على سيدنا محمد وعلى آله وصحبه وسلم .

است الأبر ، فرد علينا أفضنا الأشر : الوزير أم أحمد ، حفظك الله في كل بلد ، السلام عليكم ورحمة الله وبركاته ، ما دام تكون وحركته وسكاته .

وسيد : طيبكن في كريم طمكم فما طراً طيباً من الحر ما لم يبين لنا إلا وحوب إياته إليكم ، وحر أن نصارى أهل أضر لنهم الله : ثبت عهدنا بالوتر - أنهم مشفقون بشراء الجليل والقرب ، ويريدون بذلك الجوعى لأمرهم ، ونحن من في البلاد مشحراً بما يدخل منهم ، فالص يقول نمن في سنة مولاي الحسن وانه مولاي عبد العزيز ، ولا تغدر على فعل شيء ، حتى يخلف لنا مولاي عبد العزيز ، وحبص يقول : إن خرجوا إيتنا ولنردنا على قلعهم لثناصم ، وإلا فإننا نأمر عنهم .

والآن إعلموا أنه ليس لأهل هذه البلاد في الحظفة من الرأي والتصور إلا ما صدر من بيتكم في الأمر ، ويسرع بما هو مفقود قبل خروج نصارى إلى البلاد ، فإن القضي نظر المولاي أن ترسلوا للتصاري من هناك في الراسي أن البلاد بلادكم ، ومن فيها في بحكم ، ويكون ذلك كتماً لهم عن البلاد ومن فيها : فيها ونتمت ، وإن القضي نظر أن يرسل إن ما من أهل الفتوة والصلاح أنهم يترضون لهم ويقبلونهم : فيها ونتمت أيضاً ، وإن القضي نظر غير ذلك فنظركم أوسع .

وأعلم أن نصارى كثيرة ما تأتيهم رسالهم طلباً لتمهد مني ، وأنا أمتنع لهم من ذلك أي امتناع ، إلا إيتنا كان ذلك على يد السلطان نصره الله تعالى ، وأقول لهم : إن الله تعالى يقول : يا أيها الذين آمنوا أطيعوا الله وأطيعوا الرسول وأول الأمر منكم ، ومن أولوا أمره أمير المؤمنين نصره الله تعالى ، فلا يكون يساً منكم كلام إلا بواسطه .

والآن ما هو نظر عدكم ، أتب أن تكون عارفاً به لأقول لهم إن أرسلوا لي ، وإلا فلا كلام بيني معهم إلا شيء صادر لي من بيتكم .

حفظكم الله وأيدكم . وورثنا وإياكم طوبى لا يحبه الناسم ، وعلى الحمة والسلام ، في صباح المحرم عام 1318 .

ماه العيين بن شيخه فتح محمد فاضل بن مابن ، حضر الله لهم وتسلمين ، أمين

10 スルタン、アブドウル・アジーズの勅令

内容はイブラヒム・ベン・ムバラク・アル・シュトゥウキ・アル・タクニーとムハンマド・ベン・アル・ピラール・アル・ブサイディーをサハラ沿岸部のカーイドに任命するもの。

خديتنا الأرضي : القائد إبراهيم بن مبارك الشتركي الشكي . وفقك الله ، وسلام عليك ورحمة الله .

وبعد : فقد أسندنا لك وللخديم محمد بن اللبال أبو سيدي : النظر في رد اللبال بكوشطة رعيتنا السميعة : من طرفاية إلى رأس بوجبور ، والكون منها على بال .

فأمرك أن تقوم معه على ساق الجبل والاجتهاد في رد اللبال لما بحرأ وبرأ ، وصرف الوجهة للاعتناء بصيانتها سرأ وجهراً ، ونصب العيون على من يروم إحداث شيء فيها بما يخالف عاداتها التي هي عليها أو يتأفها ، وتطير الإعلام لعل جنابنا بما عسى أن يروم أحد إحداثه بها : من ناحية البر أو ناحية البحر .

وإياك والتراضي في ذلك ، فإن عهدته عليكما ، وواجبة إليكما .

وبمثل أمر الخديم محمد بن اللبال .

والسلام ، في فاتح محرم فاتح عام 1319 .

スルタン、アブドウル・アジーズからカーイド、ハマディ・アル・シバーニーに対し、イブラヒム・ベン・ムバラク・アル・シュトウキ・アル・タクニーとムハンマド・ベン・アル・ビラール・アル・ブサイディーの、サハラ沿岸部のカーイド任命を知らせる書簡

خديتنا الأرضي : القائد حمادي الشابي ، وفقك الله ، وسلام عليك ورحمة الله.

وبعد : فقد كلفنا خديتنا القائد إبراهيم بن مبارك الشوكي الكني . والقائد محمد بن البلال البوسيدي : يرد الببال لكوشطة وعبتنا السجدة : من طرفاية إلى رأس بوجدور ، وصياتنا من أن يحدث بها أحد شيئاً برأ وبهراً .

وأعلمناك لتكون على بال .

والسلام ، في فاتح محرم عام 1319 .

シエイフ・マー・アイナインからスルタン、アブドウル・アジーズ宛の、サハラ地方の代表とその地方からの要請を紹介した書簡

この書簡のなかで、マー・アイナインはサハラの諸部族のすべての代表者が、ムーレイ・イスマリー以来のすべてのスルタンにバイア(忠誠の誓い)をしたことに言及している。

الحمد لله . وصل الله على سيدنا محمد وعلى آله وصحبه وسلم .

حسناً في جعل القومين مأوى بأذن الله ، هو من سلامة نبيه المختار من لدنه .

وبعد : جال على الله في البلاد ، ومن هو المستبين - فبين يستنون إليه - من أقرى صناد ، أيده الله وبره وأقره في جميع البلاد ، ذلك الأمير الذي نحن نقاتل عليه : الحمد لله بلا تعداد ، هذا وإنه سلام الله ورحمته وبركاته ، ما دام الكون وحركاته وسكاته ، إلى أمير المؤمنين مولانا عبد العزيز .

وبعد : فن موجهة أنا - منذ زمن - ببلدنا التي من الخير عن هذه القومس الموالية لنا ، وتعتبر على نبيه لتلكم الشريف أم لا ؟ إن تذكرنا ما في براوة عندنا من نرجو في الله توبير خيريه ، والذكيم مولانا الحسن : أنا لا يلفنا شيء من الخير إلا وأنبهنا لتلكم الشريف : فلنا نبيه . وإن نظرتا في عدم الحقيق سكتنا ، حتى أننا من الخير ما هو مكتوب لكم ، ومنعدونه - إن شاء الله - مع عفا ، وجامنا مع من الحقيق ، ما لا ينهي مع إلا الصديق ، فذلك أنبهاء لكم .

ولا نقشة من حقيقه الأمير : إذا حاصله أن هذه البلاد - التي هي بلاد القشقة - فيها من المسلمين المطولين للسلح وغيرهم ما لا يحصى إلا الله ، حثرك الله أسن الحثاقين ، وقد قال في مولانا بولاي عبد الرحمان حثركم نور الله خيريه : يا منجورون أن الإيمان الحقيقى اليوم ليس إلا في تلك البلاد .

ولم يكن لهم تباغضى من أمر من حمر بالصارى ، ولا أنهم يريدون بقاء بذلك ، بل إنما يطونهم بغيراً بيرون الحاس ، ويريدون للامة مع فاس ، ولم يظلموا بشيء إلا وأذا هم طابون ملك البلاد ، والإشهاد على البلاد ، ففرد الحضر منهم أن يتلقى لهم بالحرب ، فإنا هو لم ينسر له ذلك من جهتين : إجماعنا : عدم أمير تتقاد له القتال كلا ، وقتية : عدم السلح الذي أتاهم به الصارى : وهو الهدى للمساء بالروزل .

فلما نظروا في ذلك إجماع رأيتهم على أنهم لا حيلة لهم إلا ربح الأمر لكم ، مع أنهم - أولاً - قالوا لهم إيتكم من يتحكم عند عهد مولاي إجماعيل ، وإيتهم جدهوما لولاي الحسن ، فقال لهم الصارى : إن كان ذلك حقاً فزونا طمناً واحداً لهم عندكم ، وإذا ذلك أظهر رئيس أحرار طابع مولاي الحسن نور الله خيريه الذي عند ، مع طابكم .

وإجماعيل أن الصارى أظفوا من بلاد المسلمين مواضع ثمانية ، وهي نور - وود الحمد - بالنسة لغيرها ، وأرسلوا لكم ما ترون ، فإن اتضت نظر الشريف أن يساعدوا بما أفردوا في لا أنه إلا ضللاً سانه الله لكم ، وأرجو الله أن يكون من أوفى إجابة دعائى : فإني أرجو الله أن يطيقكم ملكاً لم يكن لغيركم .

والأمر سهل - وود الحمد - إن أظفتم أضعاً من حثركم سواء من قربانكم وسواء من غيرهم يكون تائباً حثركم ، وخبياً من الهدى التي ظفروا .

والله المرجو أن يهلك من فضله ما لا يكونه القبول ، ولا تنصره القبول ، وغير ذلك لا نرجوه ، كما أن لا نرجو أن يئيب رجاء من رجلكم لصر دينه ، بل نرجوه أن ينصركم وينصر بكم ، ويبلغ لكم ولن رجاءكم بالخير ما تجوبونه بالتسام ، وعلى الهدى والسلام .

في 13 رمضان عام 1322 .

13 サハラ諸部族の代表らから、スルタン、ムーレイ・アブドウル・アジーズ宛の書簡

サハラ地方の状況を説明したうえで、マル、ミット、アンブド、アフルフ、スフル・アル・マア、ヌクシユット、タルミット、ヌタクに居住し拠点を建設し始めた外国人の存在に対するスルトンの介入を要請している。

الحمد لله الذي رفع علم أهل القطم والقبليان ، ببدل أهل القمل والإحسان ،
والسلام والسلام على خير الأمم ، سيد العرب وهمهم .
وبعد نزل مثل الله في الأرض ، طربا وهرض ، كبت المسلمين ، وملا
الزمين ، وحسد الدين ، وخطبة سيد المرسلين ، ومسط وحال الحكيم . ووقت
الرايين ، وبيت الرايين ، وراي مصالح المسلمين أئمةين . أمير المؤمنين :
مولانا عبد العزيز بن مولاي الحسن ، أيدك الله ونصرك وأمرك : السلام الأسمى ،
والصالحات المبركات الحسنى ، من سم في يستكم سلفاً عن خلف أئمةهم :

قال فضيحة لشيوخنا بلاناً لم يكن للتصاري سبل حليا من قبل . وحله
فيلاد نيا كثير من أهل الإيمان الحسنيين .
فنيا آتروا بلد واسع ، قيم أمره عديك سيدي أحمد بن عبد هدي عده
طابك ، وهو في كثر من الرجال الأبطال أهل العرب .
ومنا بلاد نكحت . وقيم أمرها عثمان بن بكر بن سويد أحمد . وسه من
الرجال أهل الفصال ما لا يحصى كثرة .

ومنا هروض . وفيه من قبائل الإسلام . وقد الحمد . ما لا تحس الأرواق
إحصاءه ، من أوفر ما فيه قبيلة يقال لها مشظوف ، وقيم أمرها محمد بن محمد الخنار
ابن محمد محمود بن لحيد ، وفيه قبيلة - وائرة أيضاً - يقال لها أهل سيدي
محمود ، وقيم أمرها سيدي الخنار بن محمد محمود بن هداقي سيدي محمود ،
وفي قبيلة وائرة - أيضاً - يقال لها الأملال . ومنا بلاد يقال لها القلة ، فيها قبيلة
والرة - أيضاً - يقال لها القراز ، وقيم أمرها ابن محمد الحسيني بكر .

وهنا الذي سمى من القبائل إنا هو بشر من يحمل المكامل من أهل تلك
البلاد ، وأما قبائل يقال لها قروايا وما لم يذكر من أهل المكامل : فليحس لا يحصى
كثرة ، وقد الحمد ، والله يزيد بكم الإسلام .

وأهل هذه البلاد قرب الصاري من دغول أراضيمهم . على أهلها قليل منا
ويروا فيه بنات حمرته عددها ثمانية مواضع : أحدها مال - وسيت - وأنود ،
وأثروب ، فحاسن سوت لك ، السادس أواكثوط ، السابع بنسيت ، الثامن
نردق ، وأهلها أهل هذه المواضع على يختارون مع حراب الرابح ، والكثير من هذه
البلاد سالم من هذه ، وسلات في آخر زمن ودهاء . والأآن استأثرا بك واستصروك .
واستجلبوك واستنوك . والأأم حنهم سائلان : هذه القرواية . وواحد منهم
يكون هو قلبت حكم . ليقضوا به هؤلاء الصاري عن أراضيمهم وليس منهم
من القبيلة في دهمهم إلا هذا القليل : (نيه طا صرة ثم نم) . والسلام

14 シエイフ・マー・アイナインからスルタンに宛てた、
政府代表団のサハラ到着を知らせる書簡

الحمد لله وحده ، وصل الله على محمد وعلى آله وصحبه وسلم .
الحمد لله رب العالمين ، على ظل الله في العالمين أمير المؤمنين ، أيدك الله بنصره
والتسكين ، وسلام الله تعالى ورحمته وبركاته ، عليكم ما دام تجري من ربنا على
حقه ورحمته .
وبعد : فيمكن في كريم علم أمير المؤمنين : أن الوفد الشريف المباركها هو
قد قدم علينا وقد الحمد ، والله يميزكم منا وعن المسلمين بما نجونه ، ويعمل
معيته من أسباب النصر ، والتسكين والقطر .
ثم إنه قد طرأ علينا من الخبر بعدما أرسلنا ما هو بطبه ، ولكن لا بأس إن شاء
الله ، بل لقد عدناها من بركتكم وتقديم النصر أمامكم ، جملة الله معكم مصاحباً
لكم وقدامكم ، ومع رسلكم وأقدامكم ، وما نحن - إن شاء الله - ننظر فيما
يلين به ويكون به النصر لكم ، ونغمله إن شاء الله .
وترجوه أن يوفقنا - جميعاً - كما يحبه ويرضاه ، ويميزكم منا بما نجونه
وترضونه ، ويكتفيكم شر مخلوقاته ، ويظيل أعماركم في العافية ، ويؤيدكم
بنصره بالتمام . وعلى الحية والسلام .
في 7 جمادى الأولى عام 1323 .

執筆者紹介 (執筆順)

片岡幸彦 (かたおか・さちひこ)

立命館大学教授等を経て、グローバルネットワーク 21 (GN21) 代表。

(専門分野：国際関係論、アフリカ研究)

レズラズィ・エルモスタファ

中東放送ネットワーク東京支局長。

中東、日本の諸大学にて教鞭をとる。

ITEAS「紛争と危機管理」研究班責任者。(専門分野：戦略研究)

趙銀仙 (チョウ・ウン・スン)

ジャーナリスト (専門分野：メディア研究、中東メディア事情)

アディル・ムサーウイ

ムハンマド五世大学教授 (専門分野：国際関係論、アフリカ研究)

中川恵 (なかがわ・けい)

羽衣国際大学教授 (専門分野：中東北アフリカ政治史、メディア研究)

ムハンマド・シャルカーウイ (第六章で氏の著書を紹介)

フランスの国立科学研究所 (CNRS) 研究部長

および社会学方法論・分析研究グループ主任。ソルボンヌ大学教授。

本野盛幸 (もとの・もりゆき) (「参考資料」に発言を収録)

外務審議官、駐仏日本国特命全権大使、

駐モロッコ王国日本国特命全権大使を経て、外交知識普及会理事長。

地域の状況、特に外国人の存在について話し合うための、スルタンの代理との会合に出席するための代表を派遣するよう要請している。

الحمد لله وحده ، وصل الله على سيدنا محمد وآله وصحبه وسلم .
أحيانا الأكرمون ، وأصدقائنا الأبريون ، الأحمدون الأطهرون الأطيون ،
الأسياذ : جماعة اد وعيش عسوماً وخصوماً ، وطراً ونصوماً : كل واحد
باسمه ، وغالض اسمه ، لا سيما أهل العزل والتقد منكم : كمال أسويد أحمد ،
السلام عليكم ورحمة الله وبركاته ، ما دام الكون ومركانه .
أما بعد : فليكن في كريم علمكم أن السلطان - نصره الله - وجه إلينا ابن
عمه خليفته نائياً عنه في كل ما أمركم - الآن أو قبل - من الأمور كلها ، لا سيما
أمر التنصاري درهم الله . لأنه - وقد الحمد - أرسله بالوقوف على سابق الجدد . حتى
تطلع كلمة الإسلام ، ويضي - بحول الله - كل مرام .
والآن لا بد من إتيان ولاة الأمر منكم ، لتقع المناهضة مع الخليفة على أيدينا ،
كما أن السلطان - نصره الله - كتب لنا بذلك ، ليحصل لكم بما كل فرض ،
فيما مضى وما فرض . لأننا كتبنا لأئمة المؤمنين - نصره الله - أنكم في تلك البلاد
أنتم أهل شوكتها ، وأهل حلها وعقدتها . وتراكم تفوزون بهذه السبقية إن شاء الله
تعالى .
كان الله لنا ولكم ولياً ونصيراً ، وعلى سائر الأعداء ظهيراً ، وبلدكم أقصى
المرام بالتصام ، وعلى خالض المحبة والسلام .
لإحدى عشر بقيت من جمادى الأولى عام 1323 .
عبيد ربه ماء العيين بن شيخه الشيخ محمد فاضل ابن مامين ، غفر الله لهم
وللمسلمين ، آمين .

15
シエーフ・マー・アイナインからモーリタニアの
アイド(またはイイシユ)の部族に宛てた書簡

協議による西サハラ問題解決への新たな希望
西サハラをめぐる紛争と新たな文脈

2008年5月20日 第1刷発行

編 著 ITEAS「紛争と危機管理」研究班

装 幀 美山仁未 (PARADE Inc.)

発行者 太田宏司郎

発行所 株式会社バレード

大阪本社 〒530-0043 大阪市北区天満2-7-12

TEL 06-6351-0740 FAX 06-6356-8129

東京支社 〒105-0021 港区東新橋2-18-3-1003

TEL 03-3437-6877 FAX 03-3437-0669

発売所 株式会社星雲社

〒112-0012 東京都文京区大塚3-21-10

TEL 03-3947-1021 FAX 03-3947-1617

印刷所 創栄図書印刷株式会社

本書の複写・複製を禁じます。 落丁・乱丁本はお取り替えます。

© ITEAS, 2008 Printed in Japan

ISBN 978-4-434-11950-7 C0030